



# 美浜町 男女共同参画プラン

男女共同参画社会の実現  
～ みとめあい たかめあい ささえあうまち ～



平成25年2月  
美浜町



## はじめに

一人ひとりに様々な個性があります。大きく目立つ個性もあれば、小さくても光り輝く個性があります。その個性を活かして、誰でもない唯一無二の人生を歩んでいきたいものです。そのためには、男女の区別なく、いつでも、どこでも、どのような場面でもお互いを認めあい、高めあい、支えあうことが大切です。



町では、一人ひとりの個性が輝き、自らの能力が十分に発揮でき、また、美浜町の特色を活かし、住民の方と行政が協働で取り組む、美浜町男女共同参画プランを策定しました。

プラン策定のために行った「男女共同参画アンケート」結果によりますと、住民の方の男女共同参画に対する認識が低い調査結果が出ました。それを受け、意識改革の施策、近年関心の高い防災、健康、いじめに関する施策を重点項目に掲げ、男女共同参画社会を推進して参ります。

一方、町を取り巻く現状は、出生率の低下、超高齢社会の移行、就業形態の多様化、核家族化等、めざましい社会情勢の変化と、多様化する住民のニーズの対応に多くの課題を抱えております。これらの問題解決には、住民、事業者の皆さまのご理解とご協力が不可欠です。共に意識を高め、共に事業に取り組み、プランの基本理念である“みとめあい たかめあい ささえあう まちづくり”に取り組んでいただきたいと思います。

歴史を変えることはできませんが、未来は変えることができます。未来に続く男女共同参画の扉を、子どもから人生経験の豊富なシルバー世代の方、会社、地域、行政、あらゆる資源を使って開けていきたいと思っております。この重い扉が開かれた時、一人ひとりの個性が、大きく光り輝く事でしょう。

最後に、本プランの策定にあたり、御審議いただいた美浜町男女共同参画プラン策定委員の皆さま、講師、アドバイザーの教授方、貴重なご意見をお寄せくださった住民の皆さま、日本福祉大学の学生の皆さま、そしてご協力をくださった全ての皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成25年10月

美浜町長

山下 治夫

## 🌱 男女共同参画って なあに

私たちが持っている「女らしさ」「男らしさ」のイメージ・意識・考え方にとらわれず、男女の区別をしないで、一人ひとりが平等であるべきだという考え方。

「女性だから、（男性だから）…してはだめ」「男性だから、（女性だから）…しなくては」などと、男女の性別で行動範囲、思考範囲が限定されることがないようにしていこうということ。





## 男女共同参画社会って

男女の区別なく、社会で対等に認められ、自分の意思・考え方であらゆる分野で活動し、活躍できる社会。

また、男女が、家庭、学校、職場、地域等で平等に利益を受け、男女が共に責任を持ち、役割を果たすことができる社会のことです。

# 目次

## 第1章

### プランの策定について

- 1 プラン策定の趣旨 ..... 1
- 2 プラン策定の背景 ..... 2
- 3 プランの位置づけ ..... 5
- 4 プランの期間 ..... 5

## 第2章

### 美浜町の現状と課題

- 1 人口と世帯構成 ..... 6
- 2 男女共同参画の現状 ..... 7
- 3 家庭・職場・地域の現状 ..... 11

## 第3章

### プランの基本的な考え方

- 1 プランの実現に向けて ..... 15
- 2 プランの基本理念 ..... 15
- 3 プランの基本目標 ..... 16
- 4 プランの体系 ..... 17

## 第4章

### プランの内容

- 1 人権の尊重 ～男女共同参画の意識改革～ ..... 18
- 2 暮らし ～多様な生き方が選択できる環境づくり～ ..... 20
- 3 防犯・防災 ～安全に暮らせるまちづくり～ ..... 22
- 4 健康 ～健やかに暮らせるまちづくり～ ..... 24

## 第5章

### プランの推進

- 1 重点施策と指標 ..... 26
- 2 総合的な評価指数 ..... 26

## 第6章

### 参考資料

- 資料1 年表 ..... 27
- 資料2 用語解説 ..... 31
- 資料3 名簿 ..... 35
- 資料4 男女共同参画社会基本法 ..... 36

# 第1章 プランの策定について

## 1 プラン策定の趣旨

1995年（平成7年）中国、北京で開催された第4回世界女性会議で、「男女平等、開発、平和」を目標に掲げ、女性のエンパワーメントに向けた課題を定めた「北京宣言」が採択されました。

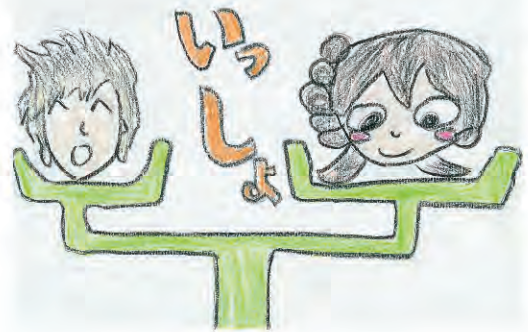
これを受けて、国をあげて男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められてきました。

1999年（平成11年）6月「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが必要であるとしました。

そうした中、少子高齢化や家族形態の多様化、雇用・就業形態の変化、長引く経済成長の低迷など、社会情勢は大きく変化してきました。男女共同参画に関しては、1991年（平成3年）「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児、介護休業法」という。）が制定、1992年施行され、2012年6月までに幾度も改正が行われてきました。また、2001年（平成13年）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定、施行され、その後2004年、2007年に改正が行われ、男女共同参画を推進するための基盤が整備されてきました。

しかし、人々の意識の中では、固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、なお一層の意識改革が必要な状況です。男女平等の確立と、さまざまな分野で男女が共に参画して活躍する社会の実現には、まだ多くの課題が残されています。

美浜町では、住民一人ひとりが性別、年齢、障害の有無、国籍等に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現を目指して「美浜町男女共同参画プラン」を策定するものです。



※男女共同参画社会とは、「男女共同参画社会基本法」で次のように定義されています。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

## 2 プラン策定の背景

### 【世界の動き】

男女共同参画は、国際連合（以下、「国連」という。）を中心に、世界各国で事業を推進してきました。

国連は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、この年、第1回世界女性会議をメキシコシティ（メキシコ）で開催し、「世界行動計画」を採択しました。翌年の1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年間を「国連婦人の10年」として、世界各国で女性差別の撤廃や男女平等の実現に向けて国際的な取り組みが行われました。

1979年（昭和54年）国連第34回総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女子差別撤廃条約」という。）が、採択され、法令上だけでなく、事実上、慣行上の差別も、条約の定める差別に含まれると規定されました。2012年12月現在、署名国は99ヶ国、締約国は187ヶ国です。

1985年（昭和60年）第3回世界女性会議（ナイロビ会議）がナイロビ（ケニア）で開かれ、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択され、2000年（平成12年）に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針が示されました。

1995年（平成7年）第4回世界女性会議（北京会議）が北京（中国）で開催され、世界中の女性の地位向上を目指す「北京宣言」と2000年までの行動指針である「行動綱領」が採択され、女性のエンパワーメントを達成するために優先的に取り組む重大問題領域が明記されました。

2000年（平成12年）国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨーク国連本部で開催され、「北京会議」5年後の「北京宣言」及び「行動綱領」の実施状況の検討・評価をすると共に、「政治宣言」及び「北京宣言行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

2005年（平成17年）第49回国連婦人の地位委員会（通称「北京+10」）では、「北京会議」から10年目を記念し「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行い、完全実施に向けた一層の取り組みを推進していくことを確認しました。

2010年（平成22年）国連総会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを目指す国連の機関「UN Women」を設立しました。国連システムの中で個別に活動してきた「女性の地位向上部（DAW）」「国際女性調査訓練研修所（INSTRAW）」「ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）」「国連女性開発基金（UNIFEM）」の4つの部門を統合し、「女性や女兒に対する差別の撤廃」「女性のエンパワーメント」「開発、人権、人道的行動、平和及び安全の受益者でありパートナーである女性と男性の間の平等の達成」を目標としました。

## 【日本の動き】

わが国では、1977年（昭和52年）「国内行動計画」を策定し、国際情勢を捉えながら、国内においては、総合的、体系的な取り組みが進められました。

1980年（昭和55年）「女子差別撤廃条約」に署名、1985年（昭和60年）同条約に批准しました。同年、「男女雇用機会均等法」が制定され、1986年（昭和61年）施行されました。性別により差別されることなく、女性労働者にとっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念としました。

1991年（平成3年）「育児・介護休業法」が制定され、対象者を全ての労働者（男女とも）としました。1975年に日本で最初の「特定業種育児休業法」が成立されましたが、これは、公務員である女性教師や看護婦、保母を対象とし、雇用者に対する「努力義務」でしたので、実際に育児休業を取得できた女性は、非常に限られた人たちでした。

1996年（平成8年）「男女共同参画2000年プラン」が策定され、あらゆる分野における社会制度や慣行を男女平等の視点から見直し、社会システムを構築することを重視しました。

1999年（平成11年）には、「男女共同参画社会基本法」を制定、施行しました。男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られました。

2000年（平成12年）「男女共同参画基本計画」の策定では、男女共同参画社会の実現に向けた方向性が定められました。2005年（平成17年）「第2次 男女共同参画基本計画」では、2020年（平成32年）までの長期的な施策の方向が示されました。女性のチャレンジ支援や、防災、環境、観光などの新たな分野への男女共同参画等が盛り込まれました。2010年（平成22年）「第3次 男女共同参画基本計画」が策定され「男女共同参画社会基本法」制定後10年間の反省を踏まえ、より実効性のあるアクション・プランとすることが示されました。

2001年（平成13年）「DV防止法」が施行され、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等を整備し、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を図りました。その後、2004年（平成16年）の改正では、暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充を図り、同年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を策定しました。さらに、2007年（平成19年）の改正、翌年の施行では、保護命令制度のさらなる拡充がされ、「生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申し立てができる」「被害者に対する電話・電子メール等が禁止」「被害者の親族等も接近禁止命令の対象となる」としました。

2007年（平成19年）「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定がされ、男女の多様な働き方の選択や、働き方の見直しが図られました。





## 【愛知県の動き】

1958年（昭和33年）に「愛知県地方計画」を策定し、それ以降、1998年（平成10年3月）「新世紀へ飛躍～愛知2010年計画」の本計画に至るまで、7次にわたり総合的、体系的な長期計画として地方計画を策定してきました。

1989年（平成元年）「**あいち女性プラン**」を策定し、それまで地方計画の一部門に位置付けられるのみであった女性施策を行動計画として打ち出しました。

1997年（平成9年）社会、経済情勢の変化や国内外の新たな動きを踏まえ「あいち女性プラン」を「**あいち男女共同参画2000年プラン**」と改定しました。

2001年（平成13年）男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画「**あいち男女共同参画プラン21 ～個性が輝く社会をめざして～**」を策定しました。策定から5年後の2006年（平成18年）社会経済情勢の変化や愛知万博・中部国際空港の二大事業の理念と成果を活かした「今を超え、さらに世界で輝く愛知づくり」に対応し、計画を改定しました。

2002年（平成14年）「愛知県男女共同参画推進条例」を制定しました。私たち及び将来の愛知を担う人々が、社会のあらゆる分野において男女の区別なく、互いに自立した人間として多様な生き方を認め、喜びや責任を分かち合いながら真に豊かな生き方のできる地域社会の創造を目指しました。

2005年（平成17年）「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（DV基本計画）」の策定をしました。2008年（平成20年）「第2次 DV基本計画」を策定し、平成25年度を計画始期とする「第3次 DV基本計画」を策定します。

2011年「**あいち男女共同参画プラン2011-2015 ～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～**」を策定しました。基本理念は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現をめざす」です。

### 「あいち男女共同参画プラン2011-2015」重点目標

- 1 男女共同参画社会に向けての意識改革
- 2 あらゆる分野への社会参画の促進
- 3 多様な働き方を可能にする環境づくり
- 4 安心して暮らせる社会づくり

### 3 プランの位置づけ

このプランは、「男女共同参画社会基本法」及び「あいち男女共同参画プラン2011-2015」に基づき、社会のあらゆる分野で男女共同参画社会を推進していくための総合的な指針となるものです。

本町のプランについては、「第5次美浜町総合計画」を上位計画とします。また、男女共同参画プランの考え方や施策は、各分野の計画と整合を図り、密接に連携していきます。

#### 第5次美浜町総合計画抜粋

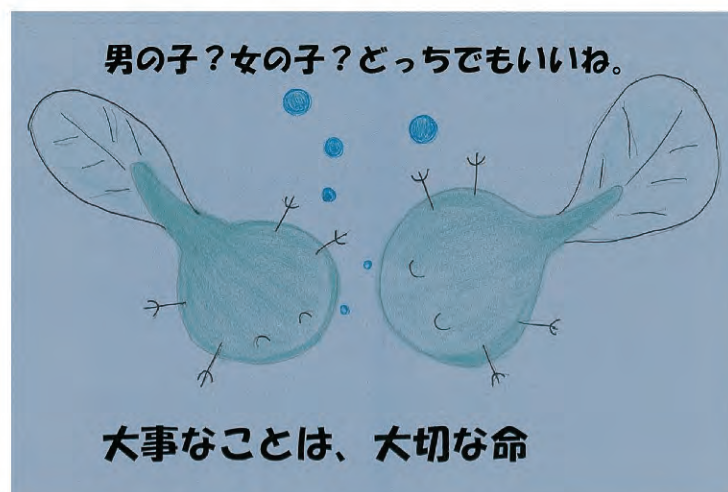
##### 男女共同参画の推進

##### 取り組む施策

- 1 美浜町男女共同参画プランの実施
- 2 住民への意識啓発活動の推進
- 3 住民活動団体の育成・支援

### 4 プランの期間

このプランの期間は、平成25年度（2013年度）を初年度とし、平成34年度（2022年度）までの10年間とします。また、事業の進捗状況、社会情勢の変化や住民意識の変化などをふまえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

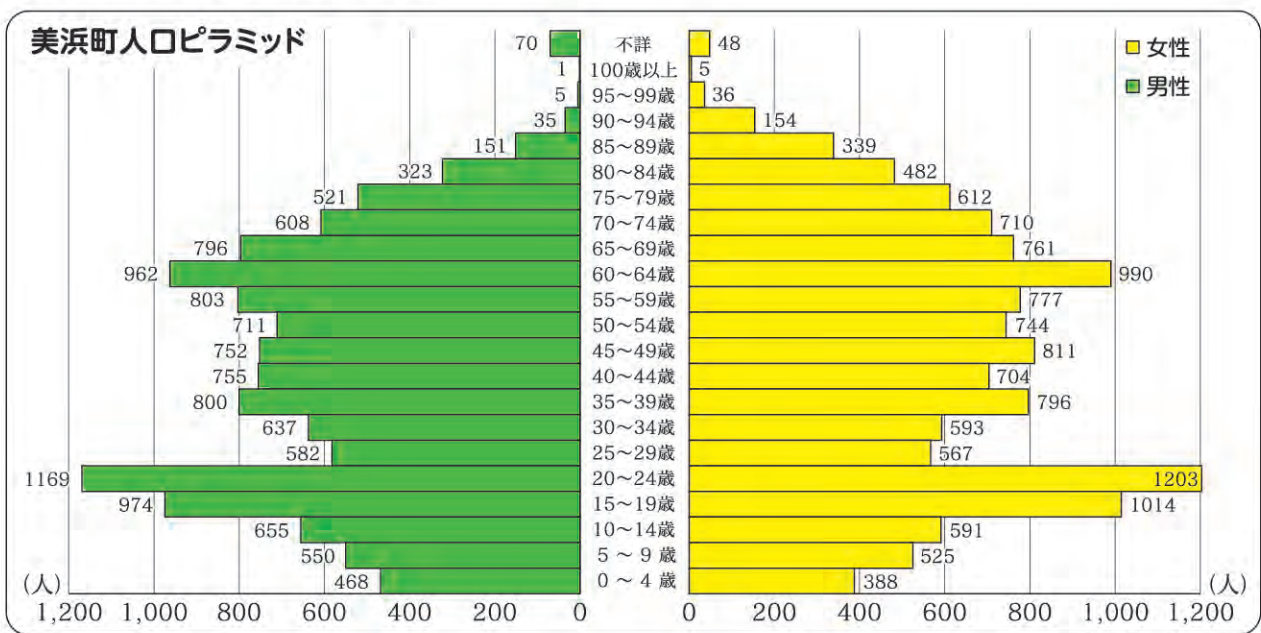


# 第2章 美浜町の現状と課題

## 1 人口と世帯構成

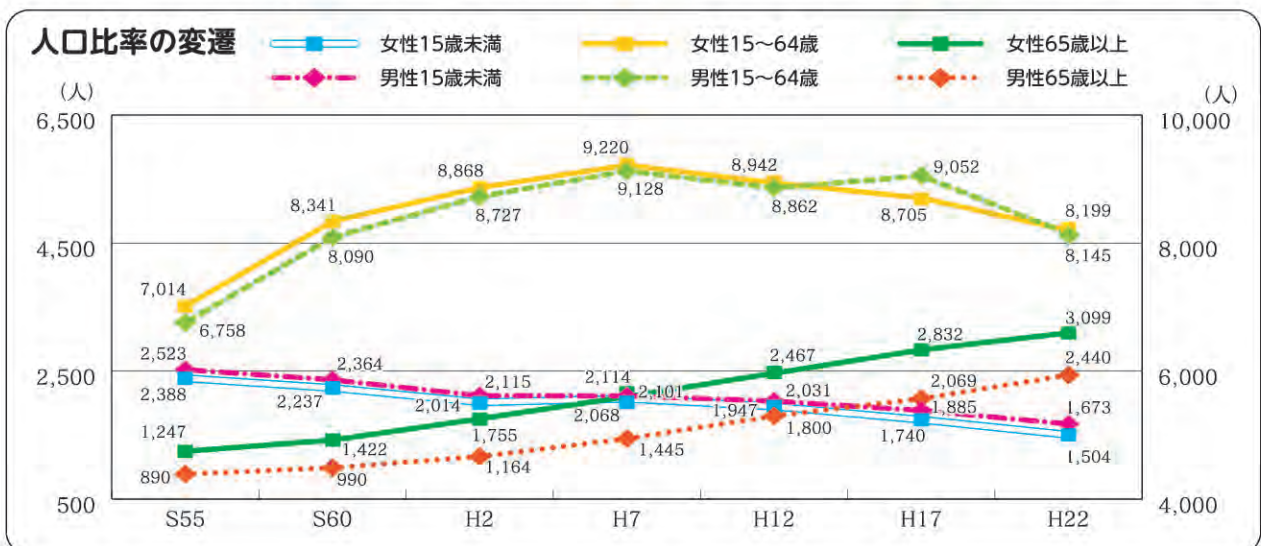
美浜町の人口は、平成22年の国勢調査では25,178人です。同調査の平成17年では26,294人で、人口の減少が顕著に表れています。

人口ピラミッドをみると、特異な現象として15歳～24歳の人口が多く見られます。理由としては、町内在学の大学生の人口が反映されているからです。高齢者層では、同年代の男性に比べ女性の比率が高くなっています。



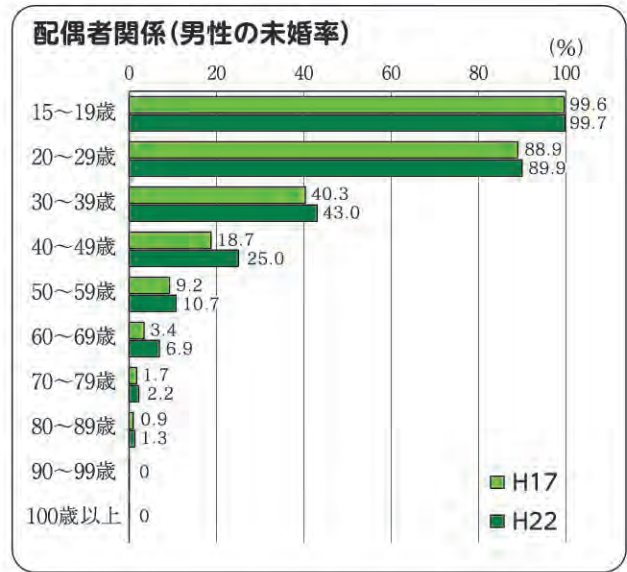
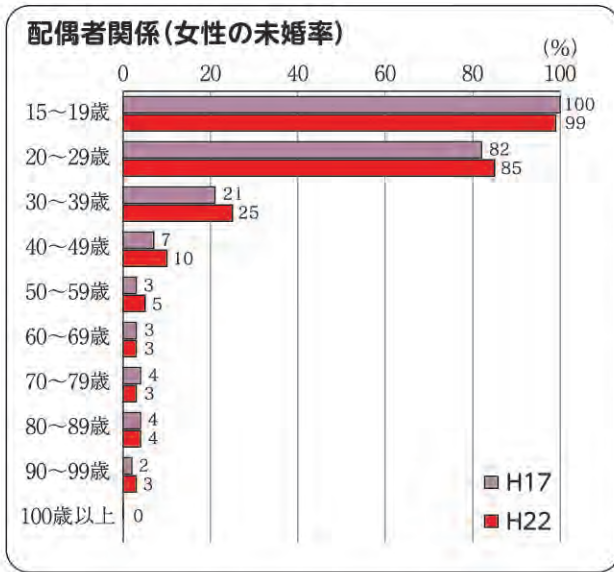
平成22年 国勢調査より

年齢別の人口比率では、65歳以上の人口が大きく増加しており、15歳未満の人口は、平成17年以降、65歳以上の人口を下回り、少子高齢化の人口形成に移行しているのがうかがえます。



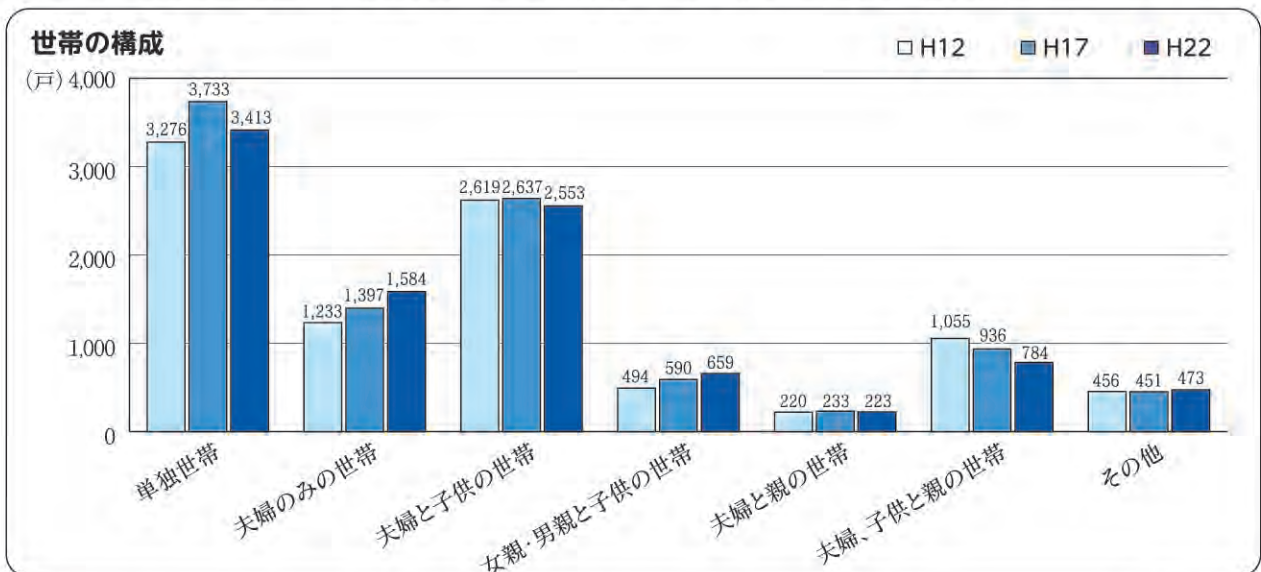
国勢調査より

配偶者関係は、男女とも20歳以上50歳未満の間では、平成17年調査に比べ未婚率が高くなっています。



国勢調査より

世帯の構成は、単独世帯が最も多く、第二位は、夫婦と子どもの世帯、第三位は、夫婦のみの世帯です。単独世帯とは、一人暮らし、学生、老人施設の入居者等の世帯です。



国勢調査より

## 2 男女共同参画の現状

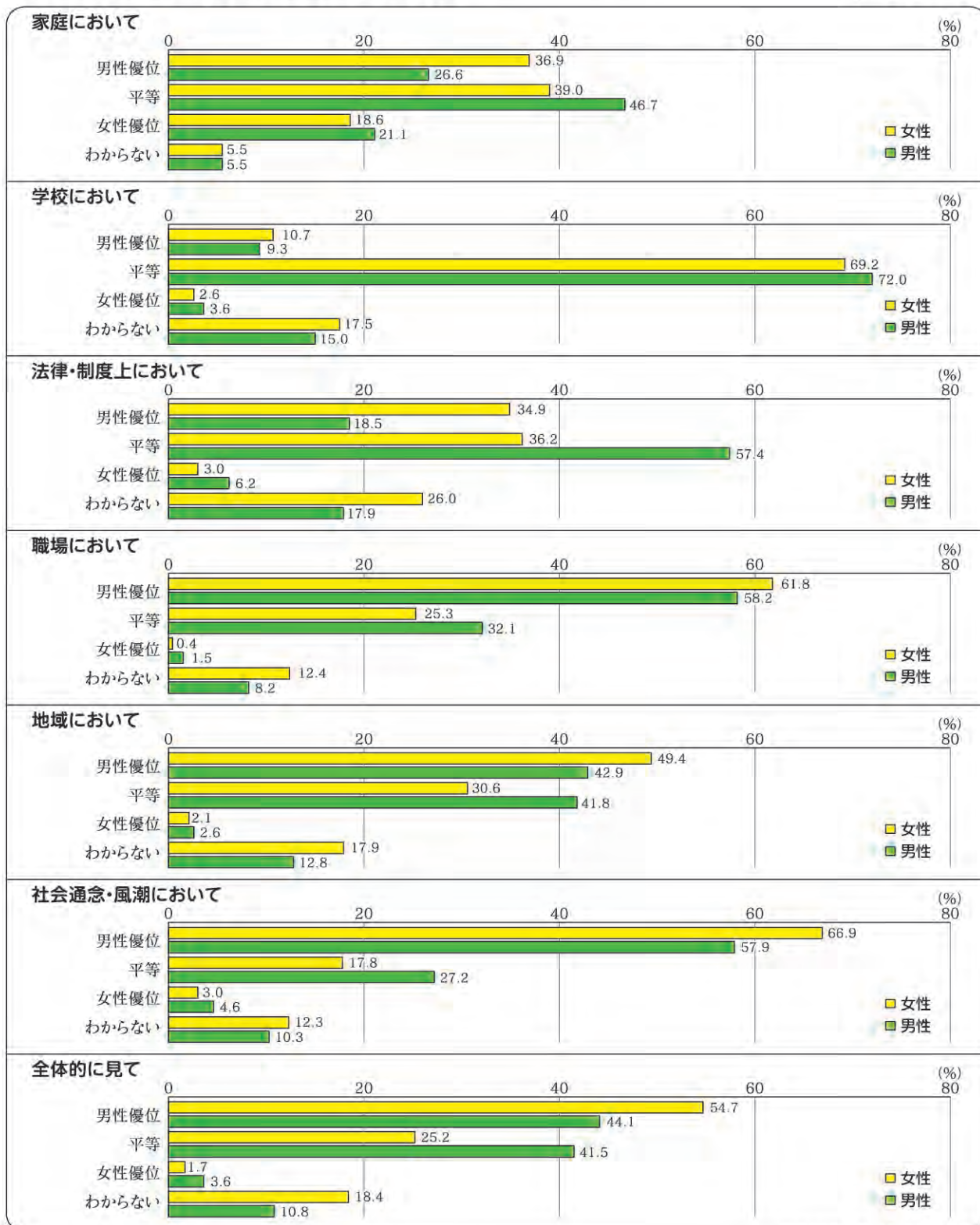
町では、プランを策定するにあたり参考資料とするため、美浜町に住民票のある20歳以上の住民の中から無作為に抽出した女性500人、男性500人を対象として、「男女共同参画に関する町民アンケート」を実施しました。調査期間は、平成24年4月20日から平成24年5月15日の間で、回答者数は女性243人、男性204人、全体の回答率は、45.3%でした。調査結果は、「平成24年町民アンケート」としてプランの策定に活用させていただきました。

## (1) 男女の地位に関する意識

“現在の男女の地位について”の調査で、家庭、学校、法律・制度上においては、「男女平等」の意識は高いのですが、社会全体では、「男性優位」の意識が高い現状です。職場、地域、社会通念・風潮においては、不平等と感じている人が多数を占めています。

現在の男女の地位についてどう思いますか。

n = 女性 243人  
男性 204人

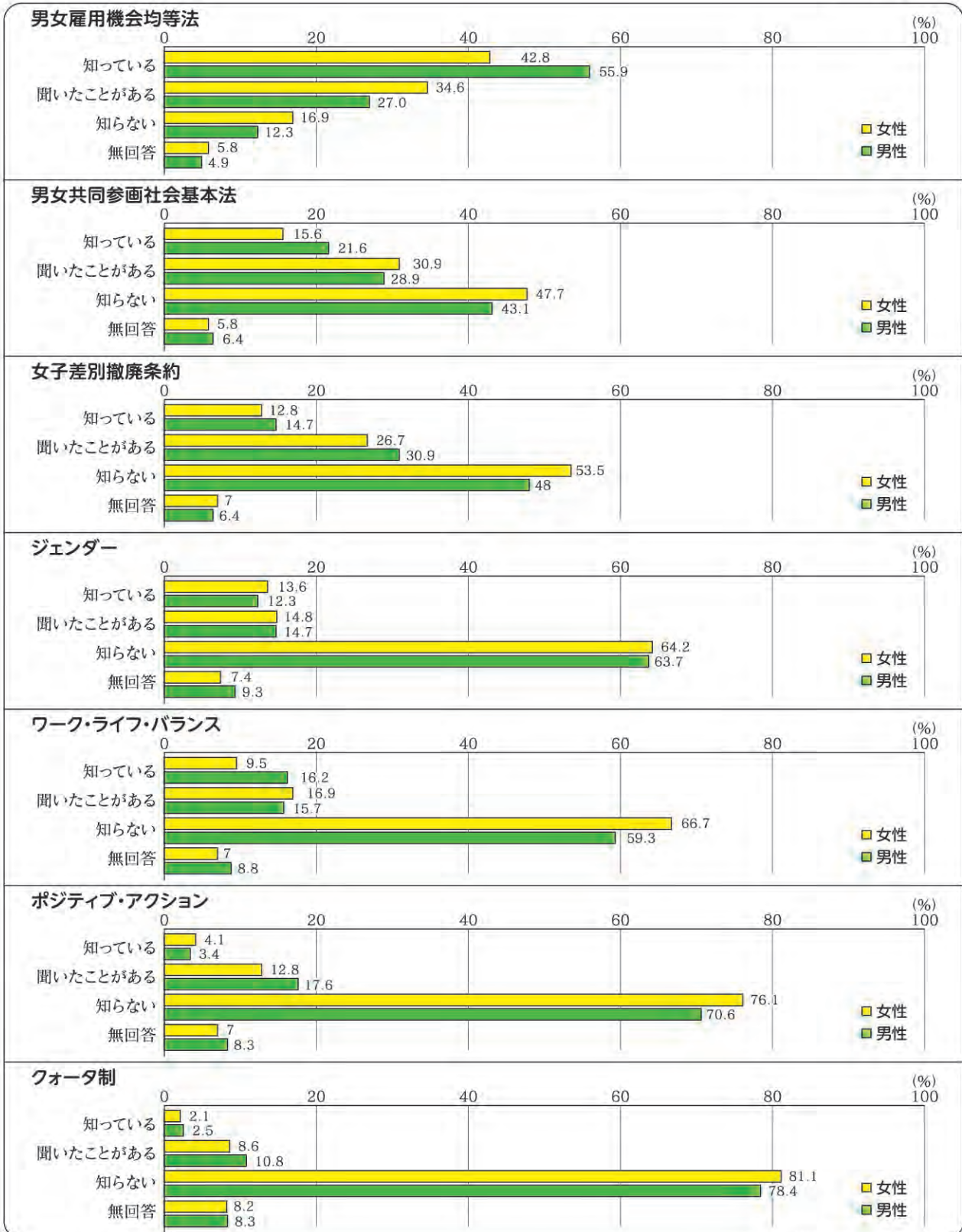


平成24年 町民アンケートより

## (2) 男女共同参画の認識

“男女共同参画に関する認識”の調査では、「男女雇用機会均等法」は、過半数の人が「知っている」でしたが、「男女共同参画社会基本法」始め6項目は、過半数の人が「知らない」と回答をしています。

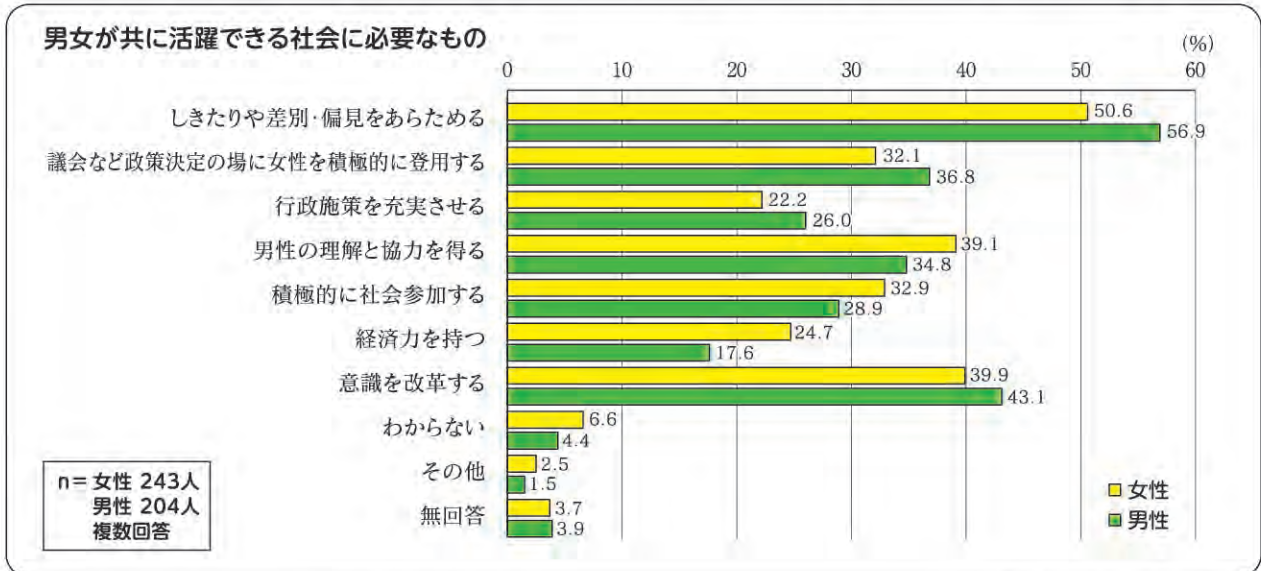
n=女性 243人  
男性 204人



平成24年 町民アンケートより

### (3) 男女が共に活躍できる社会

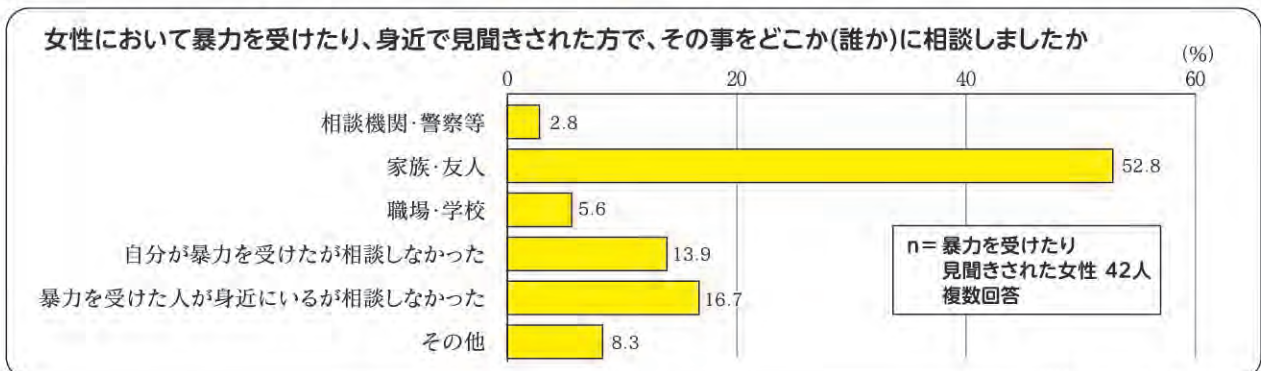
“男女が共に活躍できる社会に必要なもの”の調査で最も多かった回答は、男女とも「しきたりや差別・偏見をあらためる」で次いで、「意識を改革する」でした。女性の回答の第3位は、「男性の理解と協力を得る」男性では、「議会など政策決定の場に女性を積極的に登用する」でした。



平成24年 町民アンケートより

### (4) ドメスティック・バイオレンス

ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）について、暴力を受けた事がある人（42人）の中で、過半数の人は、家族・友人に相談をしていますが、誰にも相談をしなかった人が、13.9%いました。美浜町では、暴力をふるわない・許さない社会を目指していきます。



平成24年 町民アンケートより

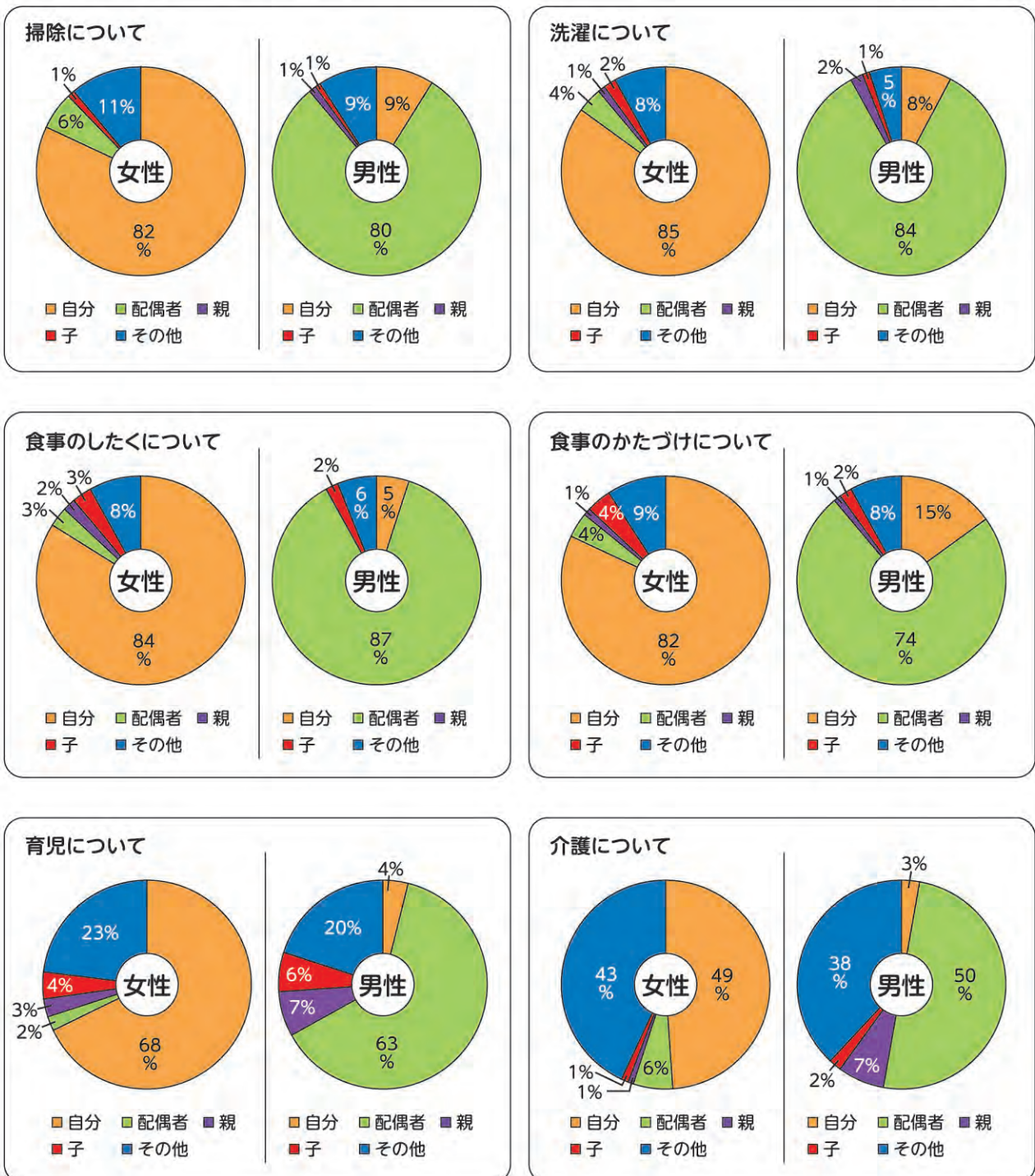
### 3 家庭・職場・地域の現状

#### (1) 家庭

家庭で家事の従事は、理想は男女とも「家族で協力する」「夫婦で行う」回答が多かったのですが、現実では、女性（妻）が行っているのがほとんどでした。男性が家事・育児・介護等を積極的に行う生活スタイルが望まれます。

家事について、誰が従事していますか

n = 女性 243人  
男性 204人



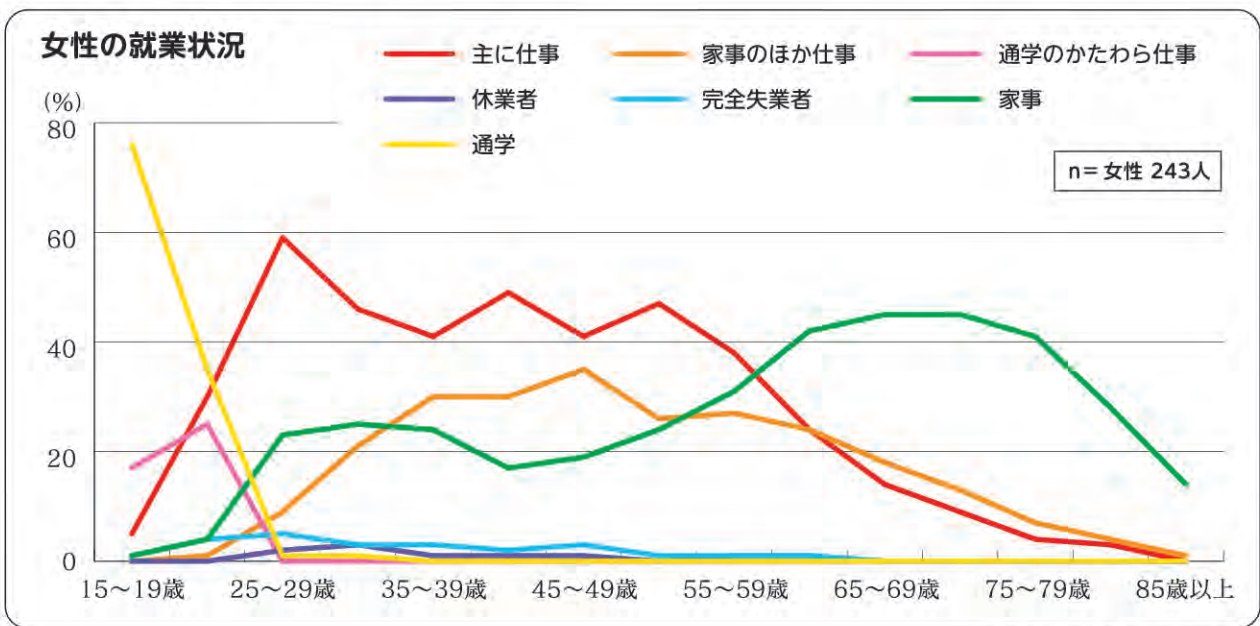
平成24年 町民アンケートより



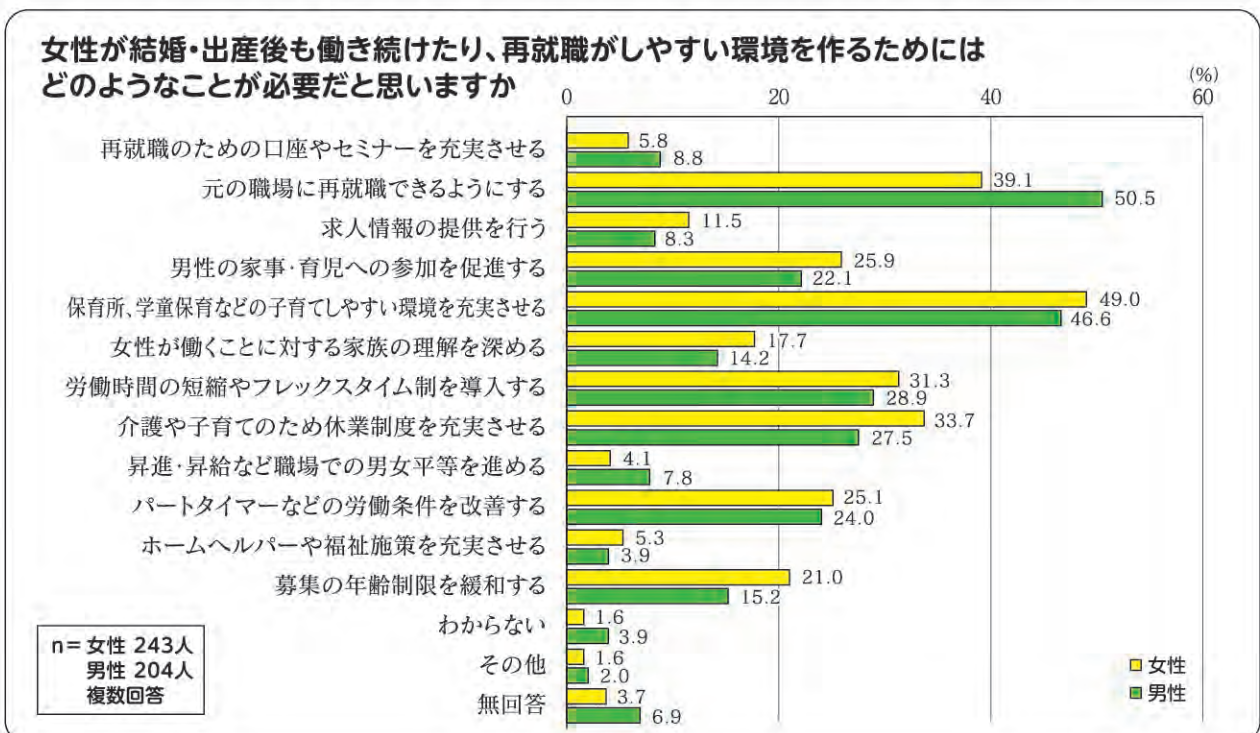
## (2) 職場

女性の就業状況は、結婚、出産、育児を機会に仕事を離れ、子育てが終了したら再び就業につくM字型となっています。M字型曲線は、日本人女性の働き方の特徴で、育児をしながら働き続ける条件が整っていないことの表れです。

仕事を辞める主な理由は、「子どもをみてくれる家族がいない」「子どもをあずける場所がない」「育児休暇が取れない」でした。しかし、一度、仕事を離れると、再就職は、パートタイム労働や、契約雇用が多く、正規社員と比べ労働条件は厳しい現実問題があります。



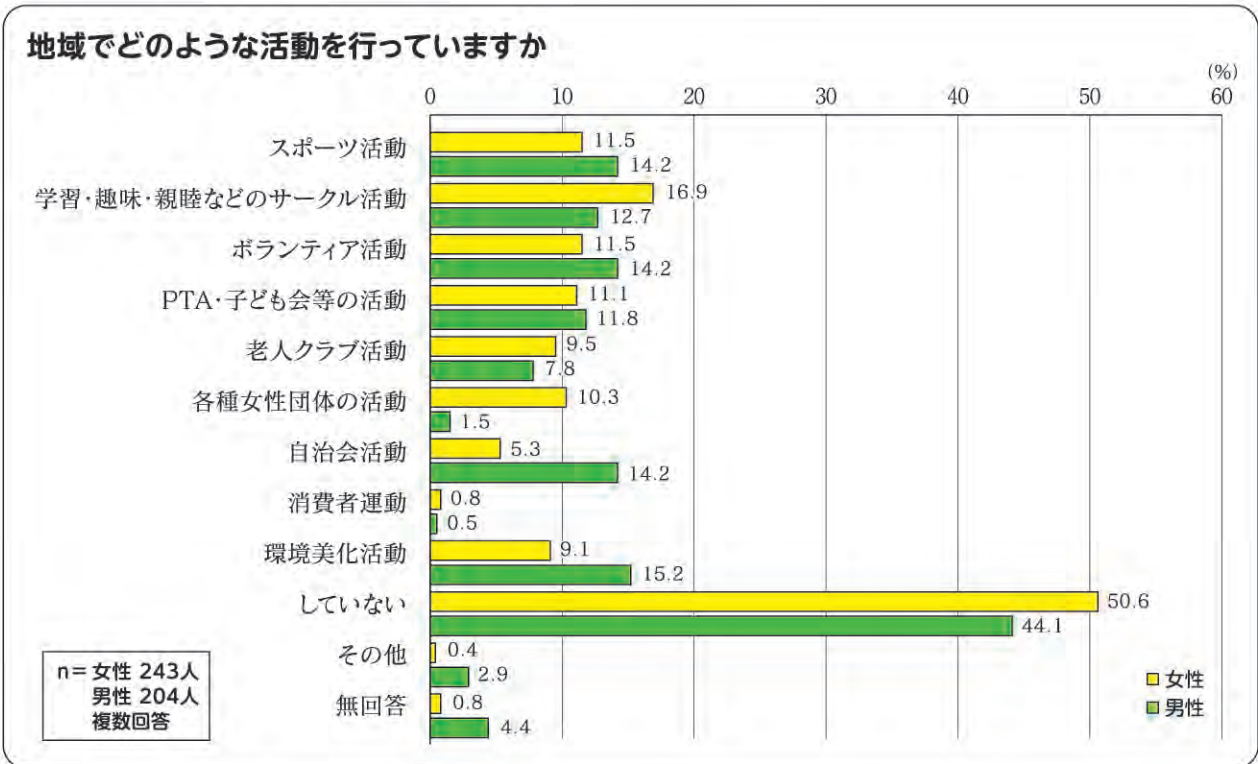
平成24年 町民アンケートより



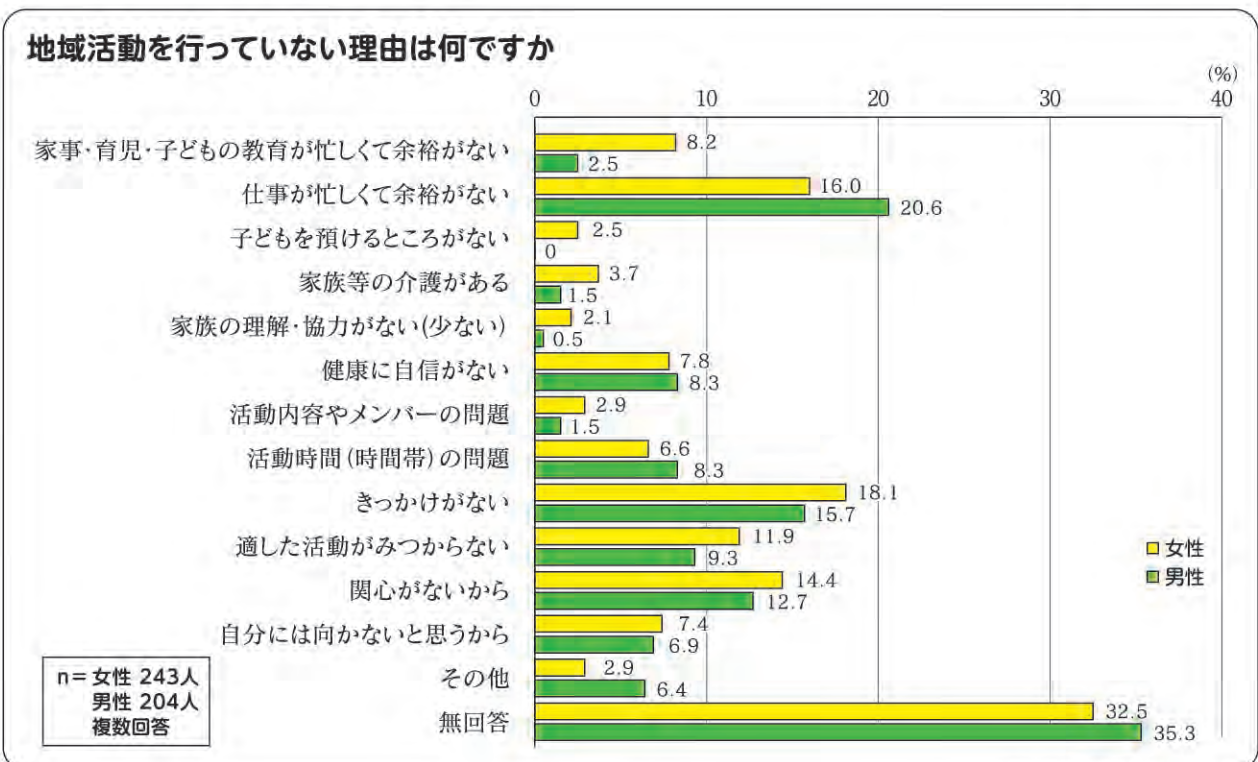
平成24年 町民アンケートより

### (3) 地域

地域のつながりでは、自治会活動に参加しない人、自治会等の組織に加入しない世帯が出てくるなど、地域の人とのつきあい、ご近所づきあいが希薄となり、お隣の状況が分からないため、災害時等の救出、救援活動の支障が心配されてきました。



平成24年 町民アンケートより



平成24年 町民アンケートより

#### (4) 町民アンケート

「男女共同参画に関する町民アンケート」では、男女共同参画に関する貴重なご意見を多数いただきました。その中の一部を掲載します。

##### \*子供の育児・教育に関すること

- ・ 保育所の早朝保育・延長保育、放課後児童クラブ、夏休み等の休日学童保育を充実して欲しい
- ・ 子どもを預かってくれるところが無いので、働くことができない
- ・ 雇用条件が厳しく、子どもの学校・看護のための休暇が取れない

##### \*介護に関すること

- ・ 介護保険制度を充実して欲しい
- ・ 介護をするのは女性だけの役割ではなく、家族全員で行って欲しい
- ・ 介護の法律、施設の充実、整備をして欲しい

##### \*職場に関すること

- ・ 保育園・学校等の行事の為の休暇が取りづらい
- ・ 高齢者でも働く場が欲しい
- ・ 女性が働く環境を整えて欲しい

##### \*男女共同参画について

- ・ 能力のある女性の管理職登用により、女性の働く意欲の向上を図る
- ・ 女性の力を活用する
- ・ 自営業者にも良い条件が出来ればと思う

女性の社会進出、核家族化、超高齢社会等、多くの問題が重なり、家事、子育て、介護等が女性に大きな負担となっている現状がうかがえます。充実し豊かな社会をつくるためには、女性と男性がともに「男女共同参画社会の実現」に取り組んでいく意識が大切です。



## 第3章 プランの基本的な考え方

### 1 プランの実現に向けて

このプランは、男女共同参画社会を実現していくための施策を、住民の皆さんと行政がともに推進していくために策定したものです。

性別、年齢、障害の有無、国籍等に関わらず、個人として尊重され、自らの意思によって、あらゆる分野に参画し、男女がともに支え合う社会を目指します。

### 2 プランの基本理念

#### 男女共同参画社会の実現

～ みとめあい たかめあい ささえあうまち ～

どこでも、どんな時でも、お互いを **みとめあい** 一人ひとりの個性を大事にして、自分らしい生き方を楽しむことができる **まち** にします。

個人の人権を尊重しつつ、お互いを **たかめあい** その個性と能力を十分に発揮し、自分に誇りを持ち、まち全体がいきいきと輝き、活気にあふれ、安心して暮らせる **まち** にします。

美浜町に暮らす人はもちろん、美浜町で働く人、美浜町で学ぶ人たち誰もが、対等な人として尊重され、自主性と創造力を持って、住民・地域・行政が協働しながら、**ささえあう** **まち** にします。



### 3 プランの基本目標

このプランでは、基本理念を実現するために4つの基本目標を設定し、課題に沿った、具体的な施策を策定し推進していきます。

#### 基本目標Ⅰ 人権の尊重 ～ 男女共同参画の意識改革 ～

社会における制度や慣行が、男女平等の意識・考え方で行われるように、あらゆる機会を通して広報・啓発活動を行うとともに、家庭、学校、職場、地域などにおいて男女共同参画を進めるための教育、研修を推進します。

#### 基本目標Ⅱ 暮らし ～ 多様な生き方が選択できる環境づくり ～

男女の多様な価値観と創造力が取り入れられ、個人の能力を十分に発揮できる働きやすい環境づくりを推進するとともに、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方を推進します。

また、子育て、高齢者、障害のある人、外国人等ニーズに沿ったサービスの充実を図ります。

#### 基本目標Ⅲ 防犯・防災 ～ 安全に暮らせるまちづくり ～

誰もが安全に暮らせるまちを目指し、ボランティアグループ、自治区等と協働して防犯・防災の意識の向上及び活動を推進します。

また、男女の人権が尊重される社会をつくるため、ドメスティック・バイオレンス（DV）等の男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを進めます。

#### 基本目標Ⅳ 健康 ～ 健やかに暮らせるまちづくり ～

生涯にわたって健康に過ごすことができるように、赤ちゃんからお年寄りまでの「からだの健康」と「心の健康」づくりのため、健診、相談を推進します。



## 4 プランの体系

### 【基本理念】

### 男女共同参画社会の実現

～ みとめあい たかめあい ささえあうまち ～

### 【基本目標】

### 【施策の方向】

#### I 人権の尊重

～男女共同参画の意識改革～

- ① 家庭での意識改革
- ② 学校等での意識改革
- ③ 働く人、雇う人の意識改革
- ④ 団体等の意識改革
- ⑤ 地域の意識改革

#### II 暮らし

～多様な生き方が  
選択できる環境づくり～

- ① 家庭、地域の子育て環境
- ② 仕事と家庭の調和  
(ワーク・ライフ・バランス)
- ③ 会社等の環境
- ④ 高齢者、障害のある人の生活環境
- ⑤ 外国人の生活環境

#### III 防犯・防災

～安全に暮らせる  
まちづくり～

- ① ボランティア活動の支援
- ② 自治区活動の支援
- ③ 町と施設等の連携
- ④ DV、虐待の予防・防止

#### IV 健康

～健やかに暮らせる  
まちづくり～

- ① からだの健康の健診、相談
- ② 心の健康の健診、相談



## 第4章 プランの内容

### 1 人権の尊重

#### ～ 男女共同参画の意識改革 ～

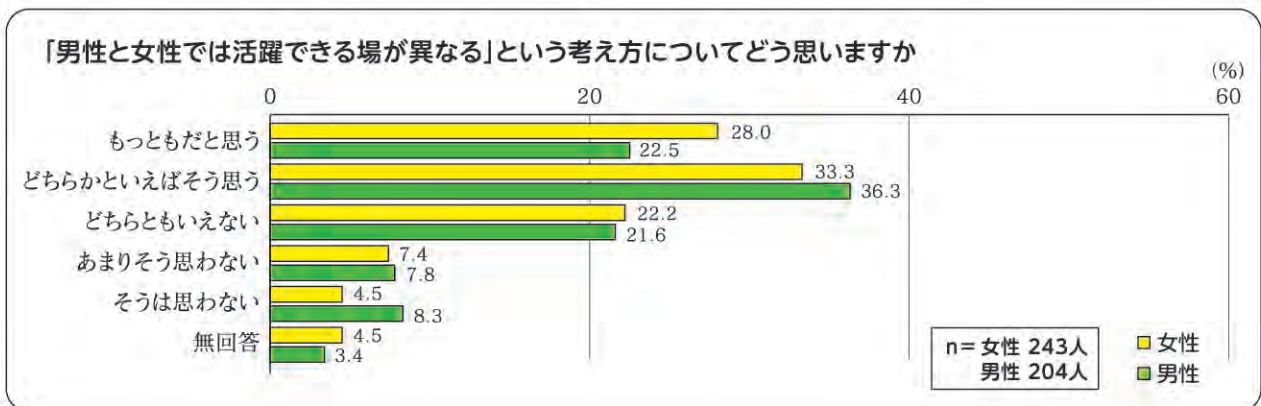
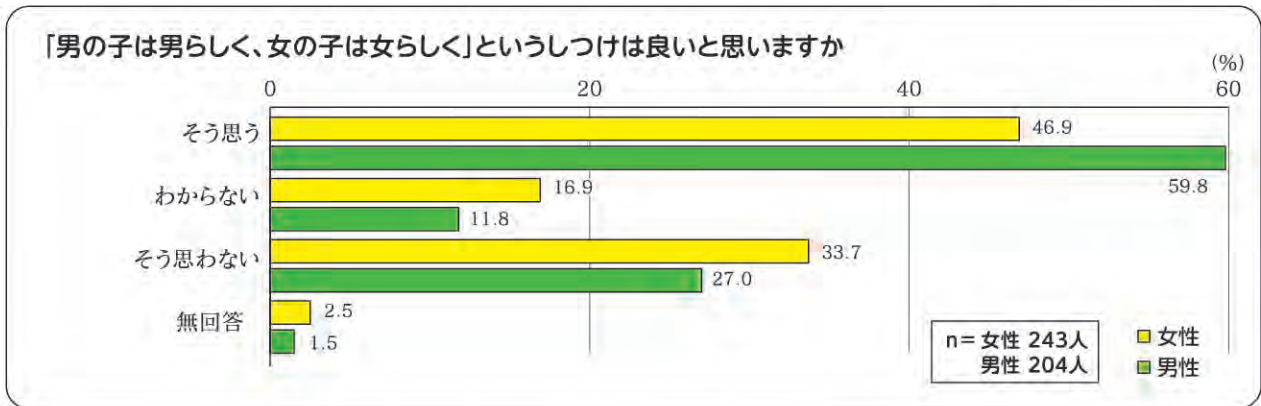
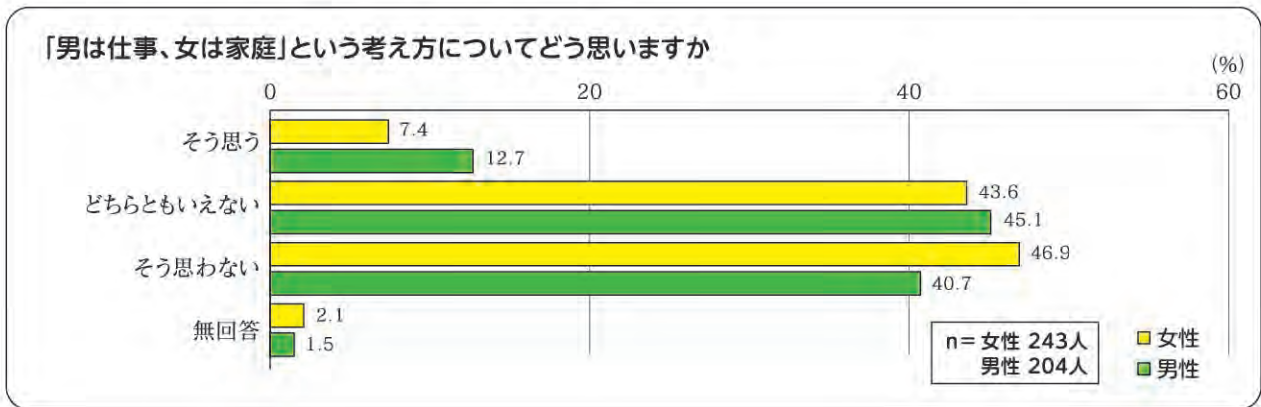
一人ひとりが、家庭で、学校で、職場で、地域で、社会通念・習慣・しきたりにとらわれず、一人の人として男女がお互いの個性や能力を **みとめあい** 様々な社会活動の中で男女共同参画の意識を高めます。



太文字の事業内容は、項目の中の最重点事業です。  
区分：○新規計画（今後10年間で行う新しい事業計画）

施策の方向	施策の内容	関係課	区分
家庭での意識改革	☆未就学児を持つ世帯を対象に、家族で研修施設を利用し、父親のための家事・育児教室、子ども遊び方教室等を開き、男性に一日の家事・育児を身近に感じてもらいます。	生涯学習課 健康推進課	○
	年代別男性向けの料理教室、家事全般の実践教室を開催します。	健康推進課	
	子育て教室、子育てセミナー等を開催します。	健康推進課	
	固定的な性別役割分担の意識を無くすための広報、啓発活動を実施します。	企画政策課	○
	家族全員で子育て、介護をする意識を高める広報、啓発活動を行います。	全課	○
	家族の一員として、自ら進んで家事ができる子どもを育てるための啓発活動を行います。	全課	
	家庭から、人にやさしく、助け合うところを育てるための啓発活動を行います。	全課	
学校等での意識改革	保育所、幼稚園、小中学校で人権教室を充実します。	住民福祉課	○
	一人ひとりの個性や能力に応じた生活指導や進路指導を行います。	学校教育課	
	各種行事に保護者が参加しやすい日程にします。	学校教育課	
	保育・幼稚園児、小中学生等の保護者に対して、男女共同参画の研修会を開催します。	学校教育課 住民福祉課	○
	職場体験をとおして、男女平等で働く意識、差別をしない意識を高める教育に取り組みます。	学校教育課	

働く人、雇う人の意識改革	自営業の人、会社等で働く人、雇う人のための男女共同参画の研修会を開催します。	商工観光課	
	会社等で「男女共同参画」出前講座を開催します。	企画政策課	
	会社等に「男女共同参画推進に関する実態状況」の調査を行い、意識向上を図ります。	企画政策課	○
団体等の意識改革	各種団体等で女性役員の登用の増加を目指します。	企画政策課	○
	自治区や老人会等で、「男女共同参画」出前講座を開催します。	企画政策課	
地域の意識改革	男女共同参画の視点に立って活動できる、女性リーダーを育成します。	企画政策課	○
	広報誌、リーフレット及びホームページ等で男女共同参画に関する啓発をします。	企画政策課	
	男女共同参画に関する不適切な文章表現をチェックし、改善をします。	秘書広報課	○



平成24年 町民アンケートより



## 2 暮らし

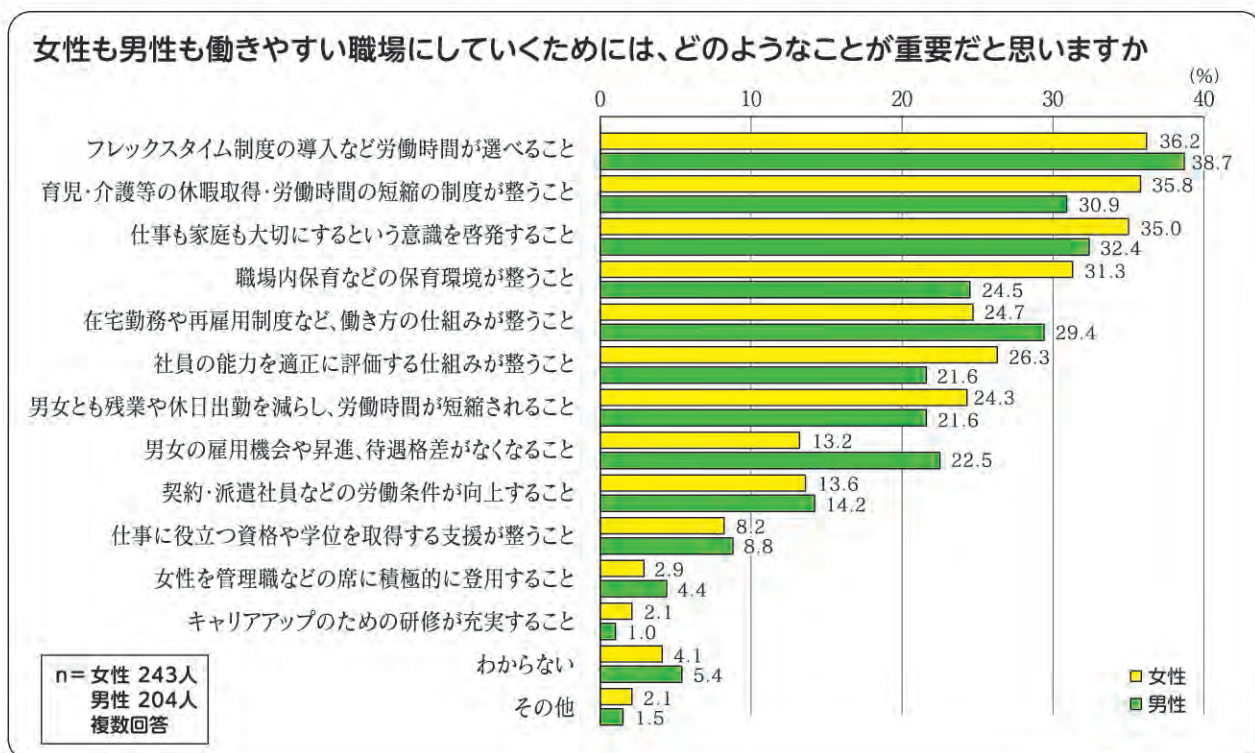
### ～ 多様な生き方が選択できる環境づくり ～

ともに子育てをし、ともに年を重ね、誰もが安心して暮らせるまちを目指し、お互いを **たかめあい** ながら、自分らしいスタイルで家庭・職場・地域に関わることができる生活環境を整えます。



施策の方向	施策の内容	関係課	区分
家庭、地域の 子育て環境	☆いじめ110番を開設します。	学校教育課	○
	男性が家事や育児に積極的に関わられるように、イクメン講座を開催します。	健康推進課 生涯学習課	○
	早朝・延長保育、乳児・緊急保育等、保育サービスの充実を図り、多様な保育ニーズに対応した保育環境の整備を行います。	住民福祉課	
	育児相談の実施、家族間の交流イベントや子育てサークル活動を支援します。	健康推進課 生涯学習課	
	保育所・学校での各種行事を地域住民の参加型で行い、地域住民と子どもの交流を推進します。	学校教育課 住民福祉課	
	子育て支援センターを充実します。	住民福祉課	
	放課後児童クラブの施設を整備します。	住民福祉課	
	ファミリーサポートセンターを設立します。	住民福祉課	○
	週1日「ノー残業デー」を決め、早く家庭に帰宅し、子育てに参加できる環境を作ります。	秘書広報課 商工観光課	○
仕事と家庭の 調和 (ワーク・ライフ・バランス)	自営業の人、会社等で働く人、雇う人に対し、広報、パンフレット等でワーク・ライフ・バランスの意識啓発を推進します。	商工観光課 秘書広報課	○
	育児・介護休業制度等の周知と利用促進に向けた啓発を行います。	商工観光課	
	年次休暇の取得促進、各種休暇制度の充実を行います。	商工観光課 秘書広報課	
	男女雇用機会均等法の遵守、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止のため啓発を行います。	商工観光課 住民福祉課	
	フレックスタイム制、在宅勤務制度の導入を会社等に働きかけます。	商工観光課	
	女性の再就職の支援をするため、情報提供・自己啓発・能力開発のための講習会を実施します。	商工観光課	○
パートタイム労働法、労働派遣事業法など周知・啓発を行います。	商工観光課		

会社等の環境	性別による労働種別、賃金格差の解消など、会社等に働きかけます。	商工観光課	○
	性別にかかわらず、実力・やる気のある人材の管理職への登用を推進します。	商工観光課 秘書広報課	○
	各種委員会に女性委員の登用増加を奨励します。	全課	○
	性別の偏りのない会議の開催を奨励します。	全課	○
	高齢者、障害者等の働く機会が与えられるように、企業・シルバー人材センター等に意識啓発と環境の整備を行います。	商工観光課	○
高齢者・障害のある人の生活環境	介護に関する相談窓口の充実を図り、適切な介護・予防サービスを提供します。	保険課 健康推進課	
	各種講座・セミナー等を開催します。	全課	
	高齢者の生きがいとなる学習会の開催や健康づくり事業を充実します。	生涯学習課 健康推進課	
	高齢者を対象とした地域サロン活動の充実を図ります。	住民福祉課	
	高齢者・障害者の雇用を支援します。	商工観光課	○
	「寿大学」講座の充実により、高齢者の生きがいづくりを支援します。	生涯学習課	
	全ての人々が活動しやすいように、公共施設等のバリアフリーを推進します。	全課	
ピア・サポートを支援します。	住民福祉課	○	
外国人の生活環境	外国人のための多言語の生活ガイドブックを配備します。	全課	○
	通訳ボランティアの登録制度を推進します。	企画政策課	○
	外国人のための日本語講座を開催します。	企画政策課	○

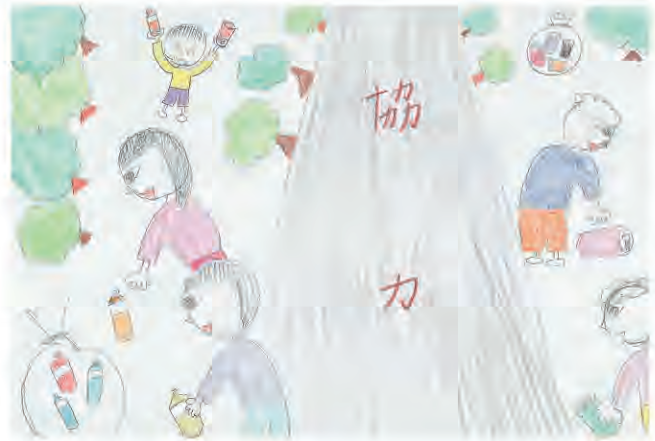


平成24年 町民アンケートより

### 3 防犯・防災

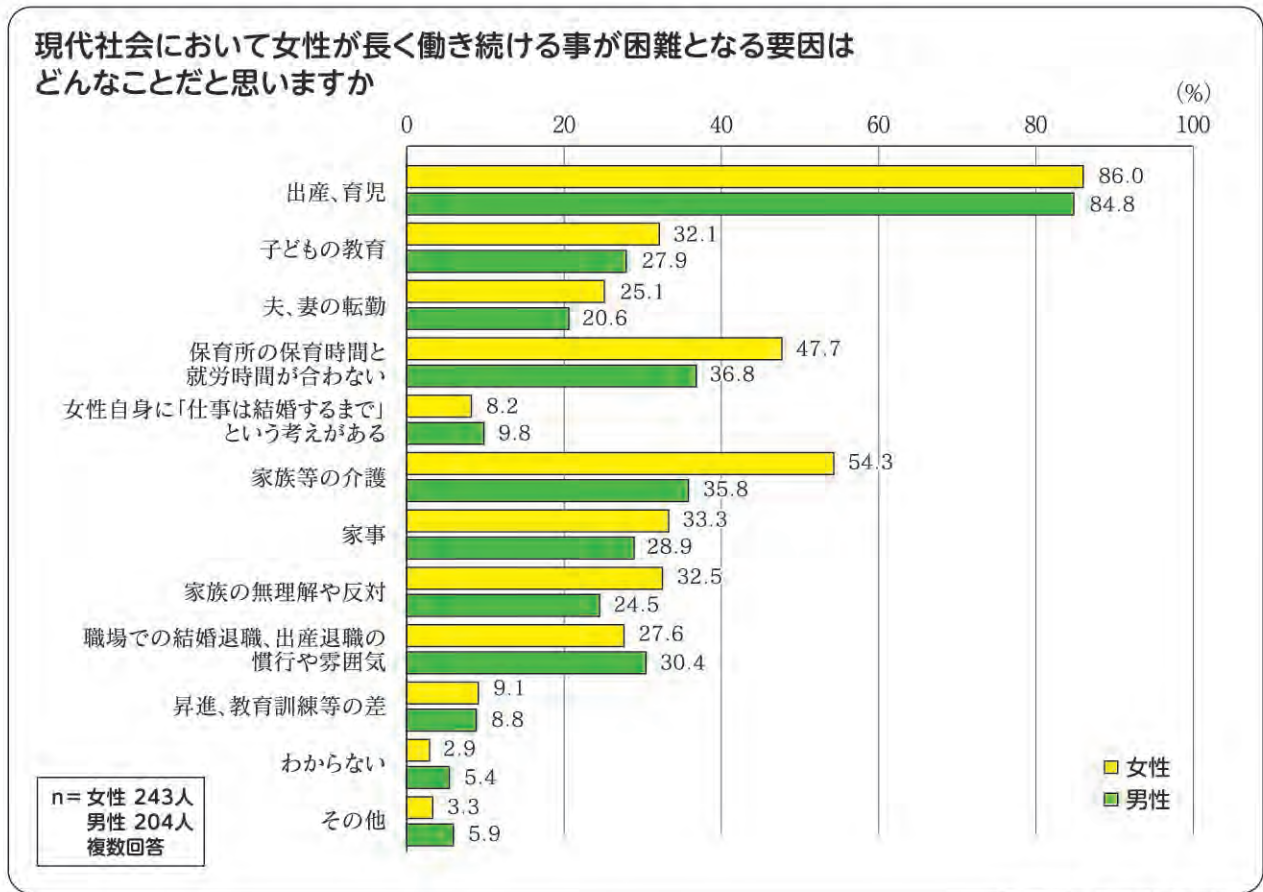
#### ～安全に暮らせるまちづくり～

ボランティアグループ、自治区、福祉施設、医療機関等の連携を深め、防犯・防災活動を推進して、より多くの人々の地域活動の参加を図り、地域と町が **ささえあい** ながら安全に暮らせるまちづくりを推進します。



施策の方向	施策の内容	関係課	区分
ボランティア活動の支援	☆減災リーダー養成講座等を開催し、防災に関する知識を深め、地域の防災活動の参加を推進します。	防災安全課	○
	各種団体の女性リーダーの育成を目的とした研修を開催します。	生涯学習課	○
	女性団体の活動支援をするとともに、団体間のネットワークの充実を推進します。	生涯学習課	
	地域の自主防災活動における女性の参加を推進します。	防災安全課	
	ボランティアグループ間で連携して、ボランティアを必要とする人たちとの交流を図ります。	全課	
	ボーイスカウト等の青少年団体の活動を支援します。	生涯学習課	
	子ども会、スポーツ少年団等の育成、活動の支援を行います。	生涯学習課	
	青色防犯パトロール等で子どもの安全を見守ります。	防災安全課	○
自治区の活動の支援	自治区役員の女性登用の増加を目指します。	企画政策課	○
	自治区のボランティア活動に気軽に参加できる機会・内容を検討します。	企画政策課	
	自治区とボランティア団体・まちづくり団体等の交流を図ります。	企画政策課	○
	各地域で、「防災」「男女共同参画」等の出前講座を開催します。	全課	
	避難所の管理・運営について、資材、物資の定期点検、訓練を行います。	防災安全課	
	男女共同参画の視点で避難所の運営体制を見直します。	防災安全課	○
	消防団活動を支援します。	防災安全課	
	地域の伝統行事に、みんなが参加できるように働きかけ、存続に努めます。	全課	
	環境問題に対する啓発活動を行います。	環境保全課	

町と施設等の連携	地域包括支援センターと連携して、一人暮らし高齢者の日常生活の自立を支援します。	保険課	○
	地域包括支援センターと連携して、高齢者やその家族に対し悩み、介護予防、介護利用等の相談を行います。	保険課	
	地域の医療施設と連携し、緊急医療の充実を図ります。	健康推進課	
	住民が各種福祉施設の活動・行事に参加し、施設利用者との交流を図ります。	住民福祉課	○
DV、虐待の予防・防止	DVに関して、被害者や第三者が安心して相談・通報ができる電話相談窓口を創設します。	住民福祉課	
	各課連携・調整を行い、被害者支援等のワンストップサービスを構築し、住民に周知します。	住民福祉課	
	DV、虐待防止について広報に掲載、チラシ等を配布して、住民へ周知します。	住民福祉課	
	乳幼児健診等で児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。	健康推進課	
	各支援対象機関と連絡会議を設け、支援の仕方の研修会を開催します。	住民福祉課	
	民生委員・児童委員等を対象にDV、児童・高齢者虐待の対応の研修会を開催します。	住民福祉課	
	警察、関係機関との連携体制を整え、DV、児童・高齢者虐待の予防・防止をします。	住民福祉課	



平成24年 町民アンケートより

## 4 健康

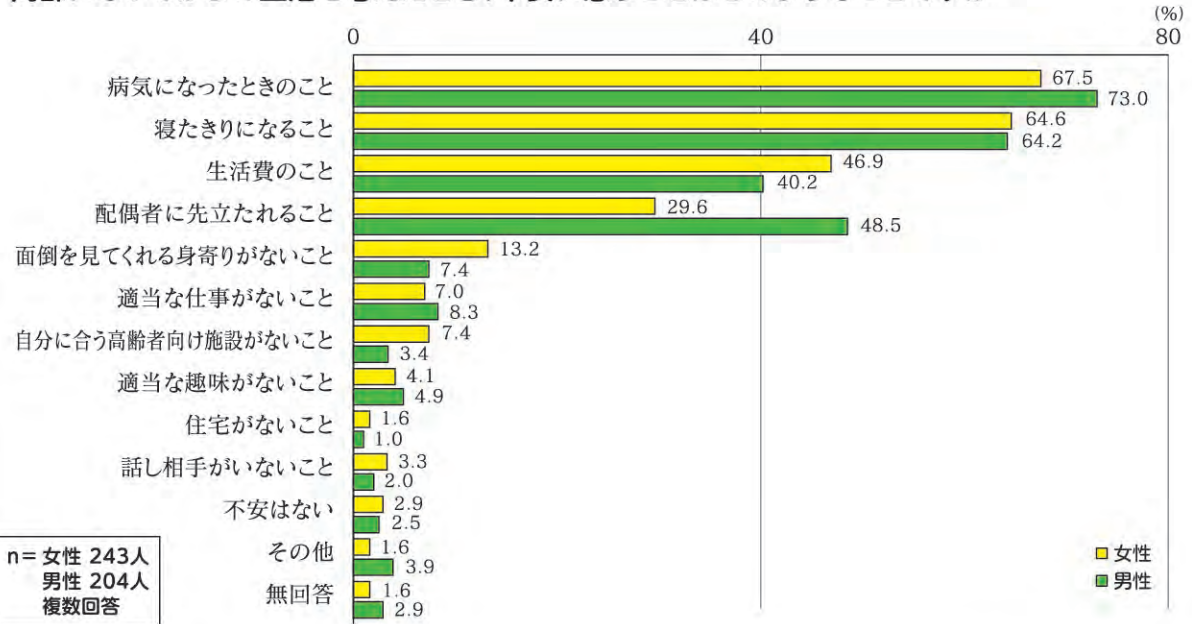
### ～ 健やかに暮らせるまちづくり ～

ひとにやさしく、笑顔があふれる、あたたかいまちを目指し、人とのつながりを育み、ともに **ささえあい** 赤ちゃんからお年寄りまで生涯を通した健康づくりを推進します。



施策の方向	施策の内容	関係課	区分
からだの健康の 健診、相談	☆青壮年男性に対して、心とからだの健康相談を行います。	健康推進課	○
	30代男女を対象にメタボ予防健診を実施します。	健康推進課	
	男性特有の病気に対する健康診査（前立腺がん等）を実施します。	健康推進課	
	女性特有の病気に対する健康診査（乳がん、子宮がん等）を実施します。	健康推進課	
	「元氣ばんざい みはま21」計画を推進します。	健康推進課	
	「みはま体操」を推進します。	健康推進課	
	妊産婦健康診査、乳幼児健康診査を実施し、安全な妊娠、出産、子育てに向けた情報提供を充実します。	健康推進課	
	子育てに関する健康相談を推進します。	健康推進課	
	「こんにちは 赤ちゃん訪問」を推進します。	健康推進課	
	多世代を対象にした「みはまスポーツクラブ」の育成を推進します。	生涯学習課	
	性感染症やHIV(エイズ)についての正しい知識の普及、啓発、早期受診と治療の徹底、予防を推進します。	健康推進課	
	食と健康の館で地域の特産物を活かした「食育講座」を開催します。	農業水産課	
心の健康の 健診、相談	誰でも気軽に相談できる「心の悩み相談」を行います。	健康推進課	○
	育児の悩みが軽減できるように、気軽に相談できる環境の整備をします。	健康推進課 住民福祉課	
	自殺予防に対する普及・啓発をします。	住民福祉課	
	「いのちの教育」を推進します。	学校教育課	
	スクールソーシャルワーカーの派遣により重大な困難を抱えた家庭に対し、社会保障等の相談を行います。	学校教育課	○
	スクールカウンセラーの派遣により児童・生徒や保護者等の心のケアを実施します。	学校教育課	○
	会社等でメンタルヘルスケアを進め、心の健康管理を行います。	全課	○

### 高齢になってからの生活を考えたとき、不安に思うことはどのようなことですか



平成24年 町民アンケートより

### 高齢になって一人になったとき、どのように暮らしたいと思いますか



平成24年 町民アンケートより



## 第5章 プランの推進

### 1 重点施策と指標

プランの推進に向けて、重点施策を定め、10年後（平成34年度）の目標を設けました。

#### 成果指標

指標名	現状値	目標値
父親のための家事・育児・あそび方教室の開催数	無し	年1回 開催
いじめ110番の開設数	無し	1開設
減災リーダー・ボランティアコーディネーター養成者数	50人	300人
青壮年男性の心とからだの健康相談開催数	からだの健康相談のみ	毎月 医師の相談1回、 保健師等の相談1回
小中学校の人権啓発授業の実施数	2小学校で年1回の授業	全小中学校で年1回の授業
放課後児童クラブの施設数	1施設	2施設
DV防止講座の開催数	無し	年1回 開催
審議会等における女性の登用の割合	24.9%	30%

### 2 総合的な評価指数

男女共同参画社会の推進について総合的な評価指標として、10年後（平成34年度）の目標を設定しました。

指標名	現状値	目標値	資料
「男は仕事、女は家庭」で「そう思わない」と回答をした人	44.6%	62%	町民アンケート
職場における「男女の地位」について「平等」と回答をした人	28.4%	35%	
学校における「男女の地位」について「平等」と回答をした人	70.3%	75%	
地域における「男女の地位」について「平等」と回答をした人	35.6%	45%	
全体的における「男女の地位」について「平等」と回答をした人	32.6%	41%	
「男女共同参画社会基本法」について「知っている」と回答をした人	19.8%	28%	

## 第6章 参考資料

### 1 年表

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き
1945年 (昭和20年)	☆国際連合設立		
1946年 (昭和21年)	☆婦人の地位委員会発足	☆日本国憲法公布 ☆日本初の婦人参政権行使	
1967年 (昭和42年)	☆婦人に対する差別撤廃宣言		
1974年 (昭和49年)	☆「国際婦人年活動計画」を 国連婦人の地位委員会で 採択		
1975年 (昭和50年)	☆「国際婦人年」と国連で決議 1972年国連総会で宣言 目標：平等・発展・平和 ☆「世界行動計画」を国際婦人 年世界会議(第1回世界女 性会議：メキシコシティ) で採択 ☆「国連婦人の10年」を国連 第30回総会で1976年～ 1985年の10年間と決定	☆「婦人問題企画推進本部」 を総理府に設置(本部長内 閣総理大臣) ☆「婦人問題企画推進会議」 を開催(内閣総理大臣の私 的諮問機関)	
1976年 (昭和51年)	☆ILO事務局に婦人労働問題 担当室が新設	☆「特定業種育児休業法」施 行：女子教育職員、看護婦、 保母等が対象 ☆「民法」改正：離婚後の氏の 選択の自由	☆総務部に青少年婦人室を 設置 ☆婦人悩みごと相談開設(県 民サービスセンター内) ☆「あいち婦人のつどい」開催
1977年 (昭和52年)	☆ILO第63回総会で看護職員 条約ならびに勧告を採択	☆「国内行動計画」策定(婦人 問題企画推進本部) ☆「若年定年制・結婚退職制 等改善年次計画」策定 ☆「婦人の政策決定参加を促 進する特別活動推進要綱」 決定 (婦人問題企画推進本部)	☆「婦人関係行政の概要」作成
1978年 (昭和53年)		☆「国内行動計画 第1回報告 書-婦人の施策と現状-」公 表(総理府)	☆婦人労働サービスセンター 開設
1979年 (昭和54年)	☆「国連婦人の10年 ESCAP 地域会議」ニューデリー (インド)で開催 ☆「女子に対するあらゆる形 態の差別の撤廃に関する 条約(女子差別撤廃条約)」 を第34回国連総会で採択	☆国際人権規約批准	☆母子福祉会館開館 ☆婦人国際交流事業実施
1980年 (昭和55年)	☆「国連婦人の10年後半期行 動プログラム」を「国連婦 人の10年」中間年世界会議 (第2回世界女性会議：コペ ンハーゲン)で採択	☆「女子差別撤廃条約」署名 ☆「民法」改正：配偶者の法定 相続分1/3を1/2に引き上 げ(昭和56年施行)	☆「昭和55年度北陸・中部・ 近畿地区婦人問題推進地 域会議」開催



	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き
1981年 (昭和56年)	☆「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約(家族的責任条約)」 「同勧告」をILO第67回総会で採択 ☆「女子差別撤廃条約」発効	☆「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行 ☆「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」策定	☆「婦人情報資料コーナー」開設(県民サービスセンター)
1982年 (昭和57年)	☆「女子差別撤廃委員会」(CEDAW)設置		☆「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置付ける
1984年 (昭和59年)	☆「国連婦人の10年ESCAP地域会議」を東京で開催	☆「国籍法」「戸籍法」改正:父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化	☆市町村婦人対策推進事業費補助制度開始
1985年 (昭和60年)	☆「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議(第3回世界女性会議:ナイロビ)で採択	☆国民年金法改正:女性の年金権確立(昭和61年施行) ☆「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行) ☆「女子差別撤廃条約」批准	☆「国連婦人の10年」記念事業実施
1987年 (昭和62年)		☆「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(婦人問題企画推進本部)	☆女性グループ活動交流事業開始
1989年 (平成元年)	☆「児童の権利条約」を国連第44回総会で採択	☆「学習指導要領」改訂:家庭科教育における男女同一の教育課程の実現等	☆「愛知県21世紀計画」に女性部門を位置づける ☆「あいち女性プラン」策定
1990年 (平成2年)	☆「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を国連経済社会理事会で採択		☆地域実践活動交流事業開始 ☆プラン推進記念講演開催
1991年 (平成3年)		☆「育児休業法」公布(平成4年施行):全ての労働者(男女共)を対象とした法律の制定 ☆「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定	☆女性総合センター基本計画策定 ☆あいち女性プラン推進研究会設置
1993年 (平成5年)	☆「ウィーン宣言及び行動計画」を国連世界人権会議で採択 ☆「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を国連第48回総会で採択	☆中学校で家庭科が男女必修 ☆「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)公布、施行	☆女性総合センター実施設計 ☆「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定 ☆女性総合センター情報システムの基本計画
1994年 (平成6年)	☆「パートタイム労働に関する条約及び勧告」「同勧告」をILO第81回総会で採択 ☆「カイロ宣言」を国際人口・開発会議で採択 ☆「ジャカルタ宣言及び行動計画」を「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)で採択	☆高校で家庭科が男女必修 ☆「児童の権利条約」批准 ☆「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)策定	☆「あいち農山漁村女性プラン」策定
1995年 (平成7年)	☆「北京宣言及び行動綱領」を第4回世界女性会議(北京会議)で採択	☆「家族的責任条約」批准 ☆「育児休業法」改正:介護休業制度の法制化(一部平成11年施行)	☆「第4回世界女性会議」記念事業実施

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き
1996年 (平成8年)		☆「男女共同参画2000年プラン」策定	☆愛知県女性総合センター開館
1997年 (平成9年)		☆「男女共同参画審議会設置法」施行 ☆「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正(平成11年施行) ☆「介護保険法」公布(平成12年施行)	☆「あいち男女共同参画2000年プラン」策定
1999年 (平成11年)	☆女子差別撤廃条約選択議定書採択	☆「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春・ポルノ禁止法)公布、施行 ☆「男女共同参画社会基本法」成立、施行 ☆「労働者派遣法」改正 ☆「重点に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」策定	☆「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催
2000年 (平成12年)	☆「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」(ニューヨーク)で採択	☆「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)公布、施行 ☆「児童虐待防止等に関する法律」(児童虐待防止法)公布、施行 ☆「男女共同参画基本計画」策定	
2001年 (平成13年)		☆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)公布、施行 ☆「男女共同参画週間」スタート	☆「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会を目指して～」策定
2002年 (平成14年)		☆「育児・介護休業法」改正：仕事と家庭の両立支援策の充実	☆愛知県男女共同参画推進条例施行
2003年 (平成15年)		☆「母子及び寡婦福祉法」等改正：母子家庭等の自立促進 ☆「女性のチャレンジ支援策の推進について」策定 ☆「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」公布、施行	☆「男女共同参画社会の実現に向けて～県民と事業者のそれぞれの取組、県の役割～」答申
2004年 (平成16年)		☆「児童虐待防止法」改正 ☆「DV防止法」改正：「配偶者からの暴力」の定義の拡大、保護命令制度の充実 ☆「育児・介護休業法」改正：育児・介護休業取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設(平成17年施行)	☆「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定 ☆男女共同参画チャレンジフェスタ開催

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き
2005年 (平成17年)	☆第49回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)で「北京+10」世界閣僚級会議を開催	☆「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ☆「第2次 男女共同参画基本計画」策定	☆「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 ☆「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
2006年 (平成18年)	☆第50回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)で「国内開発戦略へのジェンダー視点の統合」をテーマに開催	☆「男女雇用機会均等法」改正：性別による差別禁止の範囲拡大(平成19年施行) ☆「女性の再チャレンジ支援プラン」改正	☆「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定
2007年 (平成19年)	☆第51回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)で「女児に対するあらゆる形態の差別及び暴力撤廃」を合意	☆「DV防止法」改正：保護命令のさらなる拡充 ☆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	☆愛知県少子化対策推進条例施行 ☆「女性のチャレンジ相談」開始
2008年 (平成20年)	☆第52回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)で「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」を合意	☆「女性の参加加速プログラム」決定 ☆「次世代育成支援対策推進法」改正	☆「女性のチャレンジ応援サイト 愛・チャレンジ」開設 ☆「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定
2009年 (平成21年)	☆第53回国連婦人の地位委員会で「HIV/AIDSのケア提供を含む男女間の平等な責任分担」を合意	☆「育児・介護休業法」改正：短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、公表制度及び過料の創設等	☆チャレンジ女性応援モデル事業実施
2010年 (平成22年)	☆第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)(ニューヨーク)で「北京宣言及び行動綱領」「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価	☆「第3次 男女共同参画基本計画」策定 ☆「ワーク・ライフ・バランス憲章」「仕事と生活の調和促進のための行動指針」改定	☆「あいち はぐみんプラン」策定
2011年 (平成23年)	☆「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」(UN Women)発足		☆「あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定



## 2 用語解説

用語	解説
育児・介護休業法	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の略。平成3年制定。育児また家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように支援する法律。
イクメン	育児を積極的に行う男性のこと。イクメンを転化させた言葉。厚生労働省は、改正育児・介護休業法の施行（平成22年6月）を機に、男性の育児参加を進め、夫婦で協力して育児をする環境をつくることにより、出生率の向上と女性の就業率の向上をめざして、「イクメンプロジェクト」を始動した。育児休業基本給付金などの制度を利用し、育児休暇をとり育児を行う男性が増える傾向にある。ただ、収入が減る、評価が下がるといった理由で抑制もかかり、まだまだ少ない現状にある。
エンパワーメント	個人や集団が自覚と能力を高め、自分たちに影響を及ぼす事柄を自分自身でコントロールできるようになることを意味する。また、単に力をつけるだけでなく、よりよい社会へと変えていく力、責任をもった主体として社会を築いていく力を身につけること。
M字型曲線	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するためである。国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
完全失業率	完全失業率 (%) = 完全失業者 ÷ 労働力人口 × 100 完全失業者 (①～③を満たす者) : ①仕事がなく調査期間中仕事をしなかった者 ②仕事があればすぐに就くことができる者 ③調査期間中に仕事を探す活動をしていた者 労働力人口 : 15歳以上の人口のうち、従業者、休業者、完全失業者を合わせたもの
クォータ制 (割当制)	積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) の手法の一つであり、性差別をなくすために、暫定的にとられる制度。女性問題では、政策決定機関での男女間の格差を積極的に是正するための方策で「割当制」という。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率にしたがって各年齢で子どもを出生するときに、一生の間に生むであろう平均的な子どもの数。 合計特殊出生率 = $\left\{ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \right\}$ 15～49歳までの合計
高齢化社会	総人口に占める概ね65歳以上の老年人口が増大した社会のこと。高齢化率は、65歳以上の人口が総人口に占める割合。 高齢化社会: 高齢化率7%以上14%未満 高齢社会: 高齢化率14%以上21%未満 超高齢社会: 高齢化率21%以上
国際女性デー	国連は1975年(国際婦人年)の3月8日を「国際女性デー」と定め、国連事務総長が女性の十全かつ平等な社会参加の環境を整備するよう、加盟国に対し呼びかける日となっている。女性たちが平等、安全、開発、組織への参加のための努力により、どこまで可能性を広げてきたかを確認すると同時に、今後のさらなる前進に向けて話し合う場として設けられた記念日としている。

固定的な性別 役割分担意識	男女を問わず個人の能力によって役割分担をすることが適切であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」や「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、長い歴史の中でつくられた「女の役割、男の役割」を幼いころから「女らしさ、男らしさ」として身につけられ、性別によって、役割を分担する固定的な意識。
コミュニティ・ ソーシャルワーカー	地域において、支援を必要とする人に対する直接的な支援に加えて、本人を取り巻く環境への支援も行う専門的知識・技術を有する専門職。
参画	政策、事業などの計画に加わる事。単なる「参加」ではない、より積極的・主体的に意思決定過程に加わり、意見を反映させていく。
ジェンダー	人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があり、これとは別に、社会通念や習慣の中に、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」がある。この男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」それ自体に良い、悪いという価値を含むものはなく、国際的にも広く使われている。
ジェンダーの視点	「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意見していこうとするもの。
ジェンダーフリー	ジェンダー(社会的性別)にとらわれず、個性に基づいて、自分の生き方を自己決定する「固定的な性役割の通念からの自由を目指す」思想、およびこの思想に基づいた運動。
女子差別撤廃条約	女子に対する差別が、権利の平等の原則および人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するとの考えのもとに、男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする。1979年(昭和54年)国連の第34回総会で採択された国際条約。1981年発効。 2012年12月現在 署名国99ヶ国 締結国187ヶ国。日本は、1980年に署名、1985年批准。
スクールカウンセラー (SC)	文部科学省の事業で、各教育機関において、児童・生徒・学生の不登校や校内・学内での種々の問題行動の対応に、専門的な心理学知識や心理援助知識を持って、心理相談業務に従事する心理専門職。資格要件は、臨床心理士、精神科医、大学教授。
スクールアドバイザー (SA)	スクールカウンセラーと同じく心理相談業務に従事する心理専門職。地方自治体や教育委員会の事業で短期間限定。資格要件は概ねスクールカウンセラーに準拠している。児童・生徒に直接的な心理カウンセリングは原則、担当せず、教職員への心理コンサルテーションが主な職務。
スクールソーシャル ワーカー (SSW)	スクールカウンセラー(SC)、スクールアドバイザー(SA)が児童・生徒・保護者・教職員等「個人」の問題に対応するのに対し、スクールソーシャルワーカー(SSW)は、教育と福祉の両面に関する知識・技術を持ち、個人の「環境」の問題に対応する。平成20年度より文部科学省において「スクールソーシャルワーカー活用事業」が開始された。社団法人日本社会福祉士養成校協会は、所定の課程を修了し、かつ、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者に対し修了証を交付している。
セクシュアル・ハラス メント(性的嫌がらせ)	「他の者を不快にさせる職場における性的な言動、及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義されている。
待機児童	保育に欠けるため、保育所に入所申請をしているにもかかわらず、定員に空きがない等の理由で、保育所に入所できない児童。

第3次男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づき、2010年（平成22年）7月「男女共同参画会議」の答申をふまえ、同年12月17日閣議決定された政府が策定した基本計画。第1次計画（2000年（平成12年））、第2次計画（2005年（平成17年））に続く第3次の計画、15の重要分野を設定している。
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会。
男女共同参画社会基本法	男女平等を推し進めるべく、1999年（平成11年）に施行された日本の法律。男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られた。
男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。募集・採用時における男女の均等取り扱い、配置・昇進・教育訓練、福祉厚生、定年・退職・解雇などについて、女性労働者と男性労働者との差別の禁止。
地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、生活圏。消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭り等に関わりあいながら、住民相互の交流が行われている地域社会、または、住民の集団。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、学区等さまざまな範囲が想定される。
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントを総合的に行う機関である。市町村に設置される。2005年の介護保険法改正で創設された。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	Domestic Violenceの略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内の暴力行為のこと。近年は、同居の有無を問わず元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。
ノーマライゼーション	「障害者を排除するのではなく、障害を持っていても健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそがノーマルな社会である」という考え。こうした社会を実現するための取り組みをノーマライゼーションという。この概念は、デンマークのバンク＝ミケルセンにより初めて提唱され、スウェーデンのベンクト・ニリエにより世界中に広められた。
バリアフリー	高齢者・障害者等、社会生活弱者が社会生活に参加していくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。
ファミリーサポートセンター	地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児を助け合う会員組織である。この事業は、働く人々の仕事と子育ての両立を支援する目的から、労働省（現、厚生労働省）が構想し、設立が始まった。
配偶者暴力防止法（DV防止法）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。「配偶者からの暴力」の「配偶者」には、事実婚や元配偶者、（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）は含まれるが、恋人や交際相手は含まれない。「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をさす。
ピア・サポート	同じような立場の人によるサポート。相談に力点を置いた「ピア・カウンセリング」、傾聴に力点を置いた「ピア・リスニング」がある。

ポジティブ・アクション	さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。
ユニバーサルデザイン	ユニバーサル=普遍的な、全体の意味であり、「すべての人のためのデザイン」。障害の有無や年齢、性別、国籍に関わらず、できるだけ多くの人が利用可能な製品、建物、空間をデザインすること。
ライフ・サイクル	人生の経過を円環に描いて説明したもの。人間の生活周期をいい、出生から死亡までの過程。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。リプロダクティブ・ヘルスの権利とは、単に、疾病、障害がないというばかりでなく、「身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること」を意味している。この権利は、妊娠・出産によって人生により大きな影響を受ける女性のものとして誤解されることが少なくない。しかし、放射能による被ばくなど、男性の権利侵害の問題も存在しており、「すべてのカップルと個人」の権利とされている。この実現には、生殖能力を十全に保障されること、いつ・何人子どもを産むかを決定する自由など、法制度も含めた社会的状況の整備が不可欠である。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、各々がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすと共に、家庭や地域生活において、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。
ワンストップサービス	ひとつの場所で、その人に必要なサービスの相談や手続きに応じること。
NPO	「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略。利益の再分配を行わない組織・団体一般（非営利団体）を意味する。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動を行っている。1998年（平成10年）NPOに法人格を与え、活動を支援するために特定非営利活動促進法（NPO法）が成立。
UM Women	United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）の略。2010年7月2日の国連総会決議により、国連女性地位向上部（DAW）、国際女性調査訓練研修所（INSTRAW）、国連ジェンダー問題特別顧問事務所（OSAGI）、国連女性開発基金（UNIFEM）の国連にある女性関連の4機関を統合して設置された。男女平等と女性の社会的地位強化のための国連機関。開発途上国のみならず、先進国における男女平等の問題にも取り組む機関として、2011年（平成23年）1月から活動を開始。



### 3 名簿

#### 美浜町男女共同参画プラン策定委員

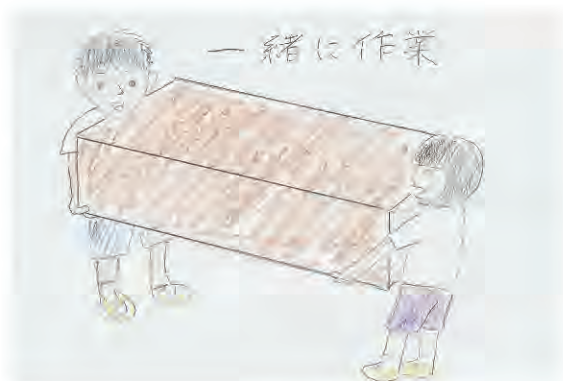
職名	氏名	所属
会長	山本 せつ子	美浜女性の会
副会長	大崎 九郎右衛門	民生委員協議会
委員	大嶋 暁美	みはま男女共同参画をすすめる会
〃	神谷 利美子	子育て支援ボランティア「ほっと・ミルク」
〃	都筑 恵美子	愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了生
〃	野田 明雄	人権擁護委員
〃	廣澤 嘉成	前区長
〃	廣重 弘和	社会教育委員会
〃	富谷 茂寿	あいち知多農業協同組合
〃	宮本 優子	美浜町商工会
〃	岩崎 恵子	公募
〃	北川 益美	公募

研修講師	後藤 澄江	日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科教授
アドバイザー	小松 理佐子	日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科教授

#### 美浜町男女共同参画プラン策定部員

所属		氏名	所属		氏名
総務部	総務課	安藤 恵子	経済環境部	農業水産課	杉本 康寿
〃	防災安全課	下村 充功	〃	商工観光課	大松 知彰
〃	税務課	森田 将司	〃	環境保全課	藪井 幹久
厚生部	住民福祉課	谷川 眞紀	建設部	土木課	近藤 稚子
〃	保険課	柴田 香緒	〃	都市計画課	近藤 勝彦
〃	健康推進課	石川 真由美	〃	水道課	林 哲司
教育部	学校教育課	竹内 与七	〃	会計課	小林 真弓
〃	生涯学習課	高浪 千夏	企画部	秘書広報課	畑中 由香

事務局	
企画部	粕山 博資
企画部企画政策課	大井 徳男
〃	奥村 美津子
〃	富谷 佳成





# 男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日法律第78号)

改正

平成11年 7月16日法律第102号

同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則 (第1条 - 第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第13条 - 第20条)

第3章 男女共同参画会議 (第21条 - 第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男

女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念 (以下「基本理念」という。) ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。) を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案し

て、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

#### 附則(平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附則(平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(以下略)

# 男女共同参画プラン



発行：愛知県知多郡美浜町 企画部 企画政策課

〒470-2492 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地  
TEL 0569-82-1111 FAX 0569-82-4153

平成25年10月 発行